

ダイニック株式会社 グリーン調達基準書

2016年 4月 1日 改定

【Ver. 5】



目次

はじめに	-----	1
I. 本基準書の位置付け	-----	2
II. 取引先環境品質調査	-----	3
III. 製品含有化学物質調査	-----	4
IV. 製品含有化学物質管理基準	-----	8
【表】 含有禁止物質	-----	8
V. 別表	-----	11
様式1 グリーン調達基準に関する協力合意書	-----	11
様式2 取引先環境品質調査票	-----	12
様式3 指定化学物質調査依頼書兼結果報告書	-----	14
VI. 制定・改定履歴	-----	15

はじめに

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻化するなか、地球温暖化防止や循環型社会の構築に取り組むことが求められています。ダイニック株式会社は「環境基本方針」を以下のとおり定め、環境対応に取り組んでおります。

【環境基本方針】

ダイニック株式会社は、環境保全への取り組みを重要な経営課題と認識し、国内外の環境関連法規制を遵守するとともに、環境負荷のより小さい製品を市場に提供していくことが製造メーカーとしての責任と考えている。その考えを具体的に実行するため、開発、資材調達、製造、販売、流通、及び廃棄のそれぞれの段階で、以下の項目を徹底推進する。

- (1) 製品のライフサイクルを通じ、事業活動のすべての段階で環境負荷を低減する。
- (2) 省エネ、廃棄物の減少に積極的に取り組み、環境汚染の防止に努める。
- (3) 有害な化学物質による環境を損なうリスクを予防する。
- (4) 環境に関する事業活動についての情報を開示し、地域社会と協調しながら、環境保全活動を積極的に推進する。
- (5) 環境保全に対する教育を徹底し、環境への意識向上を図る。

ダイニック株式会社

代表取締役社長 大石 義夫

この「環境基本方針」に則り、ダイニック株式会社の販売する製品に有害な物質が含まれていないことはもとより、お客さまに環境に配慮した製品をお届けするという企業としての社会的責任を果たすために、環境への負荷の少ない資材の調達を推進しています。お取引先様のご協力のもと、「ダイニック株式会社グリーン調達基準書」に基づく調達活動を通じ、環境に配慮した製品作りに心がけていく所存です。本調達基準書の主旨をご理解いただき、お取引先様のご協力をよろしくご願ひ申し上げます。

I. 本基準書の位置付け

1. 適用範囲

本基準書は、ダイニック株式会社（以下『ダイニック』と言う）に於ける購入品に対して適用いたします。

新規のお取引先様には、取引が開始される際に本基準書をダイニックよりお渡しいたします。又、本基準書は改訂された都度ダイニックのホームページ（URL：<http://www.dynic.co.jp/>）上にて公開すると共に、対象お取引先様に対してお知らせいたします。

2. ご提出いただく書類

お取引先様には本基準書の趣旨にご賛同いただいた上、以下の①～④の書類或いは電子データをご提出いただきます。また、記載内容の情報が変更或いは更新された場合には、最新版のご提出をお願いいたします。

- ①「ダイニック株式会社グリーン調達基準に関する協力合意書」（V. 別表 様式1）
- ②「取引先環境品質調査票」（V. 別表 様式2）
- ③「JAMP MSDSplus」又は「JAMP AIS」（JAMP様式の電子データによる回答）
- ④「指定化学物質調査依頼書兼結果報告書」（V. 別表 様式3）

尚、④についてはダイニックから「本様式を用いた含有化学物質調査依頼」があった場合にのみご提出ください。

※また、①、②についてはダイニックのホームページから、③についてはJAMPのホームページからそれぞれダウンロード可能です。

3. 評価

本基準書では、グリーン調達に関する評価項目、評価基準を明確にし、

- (1) 貴社の環境管理に対する取り組み状況等を調査する「Ⅱ. 取引先環境品質調査」
 - (2) 購入品の化学物質含有量等を調査する「Ⅲ. 製品含有化学物質調査」
- の評価を行います。

4. 秘密保持

ご提出頂いた調査表やその他の資料は、ダイニックに於けるグリーン調達関連業務以外には利用いたしません。

お取引先様の個人情報につきましては、適正な取り扱いに関する法令その他の規範を遵守いたします。

5. 改訂

国内外の各種法規制、社会的要求および技術進歩による変化等により改訂することがございます。

6. お問い合わせ

調査依頼内容に関して不明な点がございましたら、調査依頼元にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

II. 取引先環境品質調査

1. 目的

環境保全活動を推進しているお取引先様から優先して調達することを目的に実施いたします。

2. お取引先様の評価・選定

貴社の環境に関する取り組み状況等について「取引先環境品質調査票」(V. 別表様式2)にてご回答ください。

お取引先様の選定に当たっては、品質(Q)・価格(C)・納期(D)・サービス(S)に加え、お取引先様の環境保全活動への取り組み状況を評価します。ISO14001外部認証の取得を優位とする以下の項目で評価し、グリーン調達を行うための化学物質調査に積極的に協力して頂けるお取引先様からの調達を優先します。

(1)評価項目

- ①ISO14001外部認証を取得している、または取得計画があること。
- ②グリーン調達を実施している、または推進計画があること。
- ③環境保全に対し、以下12大項目の取組みが積極的になされていること。
 - A. 環境方針・環境目標・環境体制に関する項目
 - B. 環境側面に関する項目
 - C. 法規制・顧客要求事項に関する項目
 - D. 教育・訓練に関する項目
 - E. 情報に関する項目
 - F. 文書管理・環境記録に関する項目
 - G. 工程管理に関する項目
 - H. 取引先管理に関する項目
 - I. 異常時・緊急時対応に関する項目
 - J. 設計管理・変更管理に関する項目
 - K. 是正処置・予防処置に関する項目
 - L. 内部監査に関する項目

(2)選定基準

上記の評価項目に基づく評価点合計をランク分けし、評価ランクS、Aのお取引先様からの調達を優先します。尚、評価ランクがB、C及びDのお取引先様におかれましては低評価項目に関する改善を行いAランク以上の評価になるよう取り組みをお願いいたします。

ランク	評価点合計
S	ISO14001認証取得、かつ90点以上
A	90～100点
B	80～89点
C	60～79点
D	60点未満

Ⅲ. 製品含有化学物質調査

1. 目的

環境及び生態系に負荷を与える懸念のある化学物質について、ダイニックの購入品に含有を禁止または含有を管理する必要がある化学物質とその含有量を明確にし、環境負荷の少ない購入品の選択購入を目的とします。

2. 購入品の採用基準

ダイニックの購入品に含有する化学物質のうち、情報の把握が必要なものについて以下のように分類します。

分類	内容
含有禁止物質	日本の法律で製造、輸入、使用及び譲渡等が厳しく制限されている化学物質(注) (IV. 表—1 参照)
含有管理物質 1	JAMP管理対象物質のうち、ダイニックの指定する含有禁止物質を除いた化学物質
含有管理物質 2	JAMP管理対象物質以外で、ダイニックの顧客が制限や報告を求めている化学物質

購入品の採用条件は、

『ダイニックの指定する含有禁止物質を含有していないこと。』

です。

尚、ダイニックの指定する「含有管理物質 1」または「含有管理物質 2」を含有する購入品については、その購入品をダイニックの商品に使用した際にダイニックの顧客要求に合致しない場合（ダイニックの顧客が含有を禁止した化学物質の含有が認められる、或いはダイニックの顧客が特定の化学物質について策定した含有管理濃度を超える等）は、ダイニックの判断によりその購入品を採用しないことがあります。

(注)含有禁止物質は以下の①～③の法律に該当する化学物質です。

- ①「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に於ける「第一種特定化学物質」
- ②「労働安全衛生法(安衛法)」に於ける「製造等の禁止物質」
- ③「毒物及び劇物取締法(毒劇法)」に於ける「特定毒物」

3. 含有化学物質の調査方法

(1) 「含有禁止物質」及び「含有管理物質 1」の調査

「含有禁止物質」及び「含有管理物質 1」については含有化学物質情報伝達ツール(注)である「JAMP MSDSplus」または「JAMP AIS」による報告をお願いします。

①購入品がサブスタンス又はプレパレーションである場合

「JAMP MSDSplus」により「JAMP管理対象物質」の含有状況を報告していただきます。

②購入品がアーティクルである場合

「JAMP AIS」により「JAMP管理対象物質」の含有状況を報告していただきます。

(2)ダイニックから「含有管理物質2」について含有調査を追加依頼された場合
ダイニックが追加依頼した指定化学物質の含有状況を「指定化学物質調査依頼書兼結果報告書」(V. 別表 様式3)にて報告していただきます。

(3)ダイニックから特定の化学物質の分析結果を別途要求された場合
ダイニックの指定した化学物質の含有率の分析結果報告書を分析機関の書式にて提出していただきます。尚、分析方法及び非検出の場合の検出限界値は必ず記載してください。

(注)「JAMP MSDSplus」及び「JAMP AIS」の入力支援ツール(エクセルファイル)やそれらの操作説明書等の各種資料は「JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)」のホームページ (URL <http://www.jamp-info.com/>) からどなたでもダウンロードが可能ですので詳細はそちらをご参照ください。

4. 調査の適用範囲

(1)部品、原材料への適用

ダイニックの製品を構成する以下に示す全ての原材料等を対象とします。

- ①半製品
- ②部品
- ③原材料
- ④製品に使用される副資材(粘着テープ、接着剤等)
- ⑤包装材料

(2)消耗品、治具、工具類への適用

ダイニックの製造工程内において、製品に接触し、付着する可能性のある消耗品、治具、工具類のうち、ダイニックが指定したものに適用いたします。

(3)上記(1)、(2)に該当しない仕入れ商品、外注加工品、受託加工品への適用。

5. 用語の説明

(1)含有

購入品中に、成分及び内容物として化学物質が含まれていることをいい、下記のように分類します。

①意図的添加

購入品中に、ある目的のために特定の化学物質を故意に含有させること。

②不純物

天然素材中に含有され、工業用材料として精製過程で技術的・経済的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ技術的・経済的に除去しきれない物質。

(2)サブスタンス (Substance : 化学物質)

元素単体及び化合物であって、天然に存在し、または生産工程から得られるもの。これらの安定性を維持するため必要な添加剤及び使用した工程から生じ

る不純物を含む。ただし、単一の化学物質の安定性または組成の変化に影響せずに分離することができる溶剤は除く。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

(3)プレパレーション、ミクスチャー (Preparation：調剤、Mixture：混合物)

2種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。

例：塗料、インク、使用前のはんだ、接着剤、合金等

(4)アーティクル (Article：成形品)

その化学物質が果たすよりも大きな程度にその最終使用の機能を決定付ける特定の形状、外見またはデザインが製造中に与えられたもの。

例：パソコンのキーボードやパソコン本体等

(5)JAMP：アーティクルマネージメント推進協議会

アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質情報等を、適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的とした任意団体。尚、詳細については下記URLのJAMPホームページにてご確認下さい。（<http://www.jamp-info.com/>）

(6)SDS (MSDS)

Safety Data Sheet（安全データシート）の略。化学物質を扱う事業者に対して、環境と健康の保護及び作業上の安全に関する必要な措置をとることができるように作成・提供される書面。

(7)JAMP MSDSplus

サブスタンス／プレパレーションに関してSDSを補完して、AISを作成する為に必要な、化学物質情報を伝達する為の情報記述フォーマット。

(8)JAMP AIS

アーティクルが含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報記述フォーマット。

6. その他

(1) SDSの提出

購入品が原料、材料等(化学物質)の場合は、従来どおりJIS Z 7253の最新版に従ったSDSをご提出ください。

(2) 購入品の含有化学物質情報の更新について

ご提出いただいた「JAMP MSDSplus」或いは「JAMP AIS」の内容について、ダイニックにご提出いただいた後、新たにJAMP管理対象物質の含有情報を入手された場合や、JAMP管理対象物質が追加された場合は、速やかにその情報を基に「JAMP MSDSplus」或いは「JAMP AIS」を更新し、その都度ダイニックにご提出ください。

(3) 貴社のお取引先様への対応

ダイニックの購入品に関連する貴社の部品、原材料等に関して、貴社から貴社のお取引先様（同様にその先々のお取引先様）に対しても「JAMP MSDSplus」または「JAMP AIS」による含有化学物質調査の実施を行い、その結果をダイニ

ックの購入品の「JAMP MSDSplus」または「JAMP AIS」にご反映くださいますようお願いいたします。

IV. 製品含有化学物質管理基準

本基準書では以下の化学物質群を「含有禁止物質」に指定いたします

【表-1】含有禁止物質(1/3)

番号	日本語の物質名(通称・略称・化学名等)	CAS. No.	対象法令	備考
1	ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3 等	化審法(第一種特定化学物質)	コンデンサ・変圧器油
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	1321-64-8 等	化審法(第一種特定化学物質)	潤滑油・電気絶縁体・難燃剤・殺菌性
3	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	化審法(第一種特定化学物質)	殺菌剤、防カビ剤、防汚剤
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	309-00-2	化審法(第一種特定化学物質)	木材用防腐剤、殺虫剤、防カビ剤
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	60-57-1	化審法(第一種特定化学物質)	木材用防腐剤、殺虫剤、防カビ剤
6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)	72-20-8	化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤、防虫剤
7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)	50-29-3	化審法(第一種特定化学物質)	木材用防腐剤、殺虫剤、防カビ剤
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8 等	化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤、防虫剤、擦ダニ剤、接触毒性残留型薬剤
9	ビス(トリブチルスズ)オキシド	56-35-9	化審法(第一種特定化学物質)	船底塗料、漁網用防汚剤、殺菌・防カビ剤
10	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	620-91-7 15017-02-4 27417-40-9 28726-30-9 70290-05-0	化審法(第一種特定化学物質)	ゴム老化防止剤
11	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	732-26-3	化審法(第一種特定化学物質)	酸化防止剤、潤滑油
12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン)	8001-35-2	化審法(第一種特定化学物質)	有機塩素系殺虫剤
13	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン(別名マイルックス)	2385-85-5	化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤、殺蟻剤、難燃剤
14	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	化審法(第一種特定化学物質)	殺ダニ剤
15	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	87-68-3	化審法(第一種特定化学物質)	溶媒
16	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール	3846-71-7	化審法(第一種特定化学物質)	紫外線劣化防止剤

【表-1】含有禁止物質(2/3)

番号	日本語の物質名(通称・略称・化学名等)	CAS. No.	対象法令	備考
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩	1763-23-1 等	化審法(第一種特定化学物質)	撥水撥油剤界面活性剤
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド(別名 PFOSF)	307-35-7	化審法(第一種特定化学物質)	PFOS、その塩、又はPFOS類縁物質の原料
19	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	化審法(第一種特定化学物質)	農薬
20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 α -ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	化審法(第一種特定化学物質)	リンデンの副生成物
21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	化審法(第一種特定化学物質)	リンデンの副生成物
22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	58-89-9	化審法(第一種特定化学物質)	農薬
23	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オン(別名クロルデコン)	143-50-0	化審法(第一種特定化学物質)	農薬
24	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル)	40088-47-9 等	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
26	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	32534-81-9 等	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	68631-49-2 等	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	446255-22-7 等	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
29	黄りんマッチ	12185-10-3	労働安全衛生法(製造等の禁止)	赤リン・リン酸・リン化合物原料、殺鼠剤(失効農薬)
30	ベンジジン及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	92-87-5 等	労働安全衛生法(製造等の禁止)	
31	4-アミノジフェニル及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	92-67-1 等	労働安全衛生法(製造等の禁止)	
32	石綿、またはそれをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物	1332-21-4 等	労働安全衛生法(製造等の禁止)	絶縁体、重填剤、摩擦材、顔料、断熱材
33	4-ニトロジフェニル及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	92-93-3 等	労働安全衛生法(製造等の禁止)	合成中間体

【表-1】含有禁止物質(3/3)

番号	日本語の物質名(通称・略称・化学名等)	CAS. No.	対象法令	備考
34	ビス(クロロメチル)エーテル、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	542-88-1 等	労働安全衛生法 (製造等の禁止)	有機合成試剤
35	ペーターナフチルアミン及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	91-59-8 等	労働安全衛生法 (製造等の禁止)	吸着剤 発癌物質
36	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5パーセントを超えるもの	71-43-2 等	労働安全衛生法 (製造等の禁止)	スチレンモノマー・シクロヘキササン・フェノール・クメン・アニリン・無水マレイン酸・アルキルベンゼン・クロロベンゼン合成原料, 溶剤
37	オクタメチルピロホスホルアミド、またはそれを含有する製剤	152-16-9 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	
38	四アルキル鉛、またはそれを含有する製剤	75-74-1 78-00-2 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	
39	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、またはそれを含有する製剤	56-38-2 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(有機リン化合物)
40	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト、またはそれを含有する製剤	8022-00-2 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(有機リン化合物)
41	ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト、またはそれを含有する製剤	13171-21-6 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(有機リン化合物)
42	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、またはそれを含有する製剤	298-00-0 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(有機リン化合物)
43	テトラエチルピロホスフェイト、またはそれを含有する製剤	21646-99-1 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(有機リン化合物)
44	モノフルオール酢酸、またはそれを含有する製剤	144-49-0 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(殺鼠剤)
45	モノフルオール酢酸アミド、またはそれを含有する製剤	640-19-7 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(殺虫剤)
46	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	20859-73-8 等	毒物及び劇物取締法 (特定毒物)	農薬(殺虫剤)
47	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	115-29-7	化審法(第一種特定化学物質)	農薬
48	ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4 等	化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
49	ペンタクロルフェノール又はその塩若しくはエステル	87-86-5 27735-64-4 等	化審法(第一種特定化学物質)	防腐剤

V. 別表

様式1

ダイニック株式会社 宛

ダイニック株式会社 グリーン調達基準に関する協力合意書

20 年 月 日

会社名

役職

責任者名

印

本回答における担当窓口

部署名

担当者名

TEL

E-mail

ダイニック株式会社のグリーン調達に賛同し、

- ① 取引先環境品質調査票(様式2)の提出
- ② 「JAMP MSDSplus」または「JAMP AIS」の提出
- ③ 別途ダイニックから依頼のあった場合、次の文書の提出
 - ・「指定化学物質調査依頼書兼結果報告書」(様式3)
- ④ 問題発生時等に必要に応じて実施する改善要請の受け入れに協力することに合意します。

個人情報の取扱いについて

このたびご記入いただくお取引先様の個人情報は、グリーン調達調査関連事項の内容を確認等させていただき目的にのみ使用させていただきます。また、必要に応じて、当社のグループ会社や委託業者などが使用することがございます。

取引先環境品質調査票

会社名	
事業所名	
所在地	
業態	<input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> その他 ()
業態欄で「商社」その他を選択した場合は以下の欄もご記入ください	
製造委託先会社名	
所在地	

自己診断	実施年月日	20 年 月 日
	実施者 所属 氏名	
連絡先	TEL	
	E-mail	

1. 確認項目 (右の欄に「はい」、又は「いいえ」をプルダウンメニューから選択してください。)

1. ダイニックが定める禁止物質を使用している		
2. グリーン調達を実施している、または推進計画がある		開始時期または開始予定時期:
3. ISO 14001 外部認証を取得済である	取得日:	認証機関/認証No.:
4. (3. がいいえの場合)ISO 14001 外部認証の取得計画がある	審査予定日:	認証機関:
5. ISO 9001 外部認証を取得済である	取得日:	認証機関/認証No.:
6. (5. がいいえの場合)ISO 9001 外部認証の取得計画がある	審査予定日:	認証機関:

2. 環境品質自己診断項目

◆重要度(A) 3:必須 2:重要 1:あったほうが望ましい

◆採点(B) 3:合格(問題なし) 2:合格レベルであるが要改善 1:不十分 0:なし -:非該当 の何れかをプルダウンメニューから選択してください。

◆(A)×(B) 自動的に計算されますので記入不要です。(更に自動で「自己診断結果」シートに転記され計算結果も表示されます)

		自己診断欄			
		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント(関連文書等を記入)
A.環境方針・環境目標・環境体制					
1	環境保全に関する企業理念があるか	3	-	-	
2	環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約しているか	3	-	-	
3	環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約しているか	3	-	-	
4	環境方針は文書化され、全従業員に周知されているか	3	-	-	
5	環境方針は一般の人が入手可能か	3	-	-	
6	環境に関する目的・目標は文書化され、全従業員に周知されているか	3	-	-	
7	環境に関する目的・目標は定期的に見直しがされているか	3	-	-	
		0	0	0	
B.環境側面					
1	大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善活動をしているか	3	-	-	
2	水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善活動をしているか	3	-	-	
3	廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善活動をしているか	3	-	-	
4	資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善活動をしているか	3	-	-	
5	悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善活動をしているか	3	-	-	
6	納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に取り組んでいるか	3	-	-	
		0	0	0	
C.法規制・顧客要求事項					
1	化学物質の使用状況調査等、ダイニックの環境配慮活動に関する協力要請に対し遅滞なく対応することができるか	2	-	-	
2	環境関連法令や化学物質についての専門知識を持った人材・組織はあるか	1	-	-	
3	ダイニックグリーン調達基準に適合した規定標準類が定められ、適切に運用されているか	2	-	-	
		0	0	0	
D.教育・訓練					
1	環境に関する教育訓練の仕組み及び計画はあるか	2	-	-	
2	環境に関する教育訓練の実施記録はあるか	2	-	-	
3	環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理しているか	2	-	-	
		0	0	0	
E.情報					
1	自社の環境保全に関する情報を公開しているか	2	-	-	
2	社内を始め国内、海外の営業拠点、各工場、グループ会社に対し、化学物質に関する情報伝達・管理・指示などが適宜行われているか	3	-	-	
3	顧客からの環境要求は、営業部門、設計技術部門、資材部門、製造部門、品質保証部門等の関連部門が対応できる仕組みがあり適切に運用されているか	3	-	-	
		0	0	0	
F.文書管理・環境記録					
1	文書が定期的にレビューされ、必要に応じて改訂され、かつ所定の責任者により妥当性が承認されているか	2	-	-	
2	文書は常に最新版が利用できるか	3	-	-	
3	廃止文書の管理は適切に行われているか	3	-	-	
4	文書には日付(改訂日付)があり、識別できるようになっているか	3	-	-	
5	環境記録の管理は適切に行われているか	2	-	-	
6	外部から入手する文書は適切に管理しているか	3	-	-	
		0	0	0	

様式2 (2/2)

G.工程管理		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント (関連文書等を記入)
受入検査					
1	外注生産委託品(製品・半製品)・部品・原材料毎に検査基準、検査方法、判定方法が決められているか	2		-	
2	部品・原材料の購入先から、JAMP管理対象物質含有情報を入手しているか	3		-	
3	受入検査記録の保管期限が決められ適切に運用されているか	2		-	
製造工程					
4	不適合品の処理を適切に行う仕組みがあり適切に運用されているか	3		-	
5	廃棄物の処理を適切に行う仕組みがあり適切に運用されているか	3		-	
出荷検査					
6	検査記録の保管期限が決められ適切に運用されているか	3		-	
出荷管理					
7	ダイニクからの要求がある場合、分析データは遅滞なく提出することができるか	2		-	
8	ダイニクへの納入履歴は確認できるか	2		-	
		0	0	0	
H.取引先管理		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント (関連文書等を記入)
1	取引先に対して化学物質の管理を行える仕組みがあり適切に運用されているか	3		-	
2	取引先の選定基準が明確になっているか	2		-	
3	購入部品、原材料の選定基準が明確になっているか	2		-	
4	購入部品、原材料の仕様書は最新版を用いているか	3		-	
5	購入部品、原材料の変更の記録はあるか	3		-	
		0	0	0	
I.異常時・緊急時対応		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント (関連文書等を記入)
1	異常時に対応する仕組みがあり適切に運用されているか	2		-	
2	異常品の廃棄は地域毎の関連法令に基づいて処理しているか	2		-	
3	緊急事態への対応の仕組みがあり適切に運用されているか	3		-	
		0	0	0	
J.設計管理・変更管理		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント (関連文書等を記入)
1	設計段階で部品、原材料の含有化学物質情報が把握できているか	3		-	
2	変更を行う場合は、事前に評価/確認する手順があるか。また評価/確認の記録はあるか	3		-	
3	顧客の事前同意書なしに製品を変更しない仕組みとなっているか	3		-	
		0	0	0	
K.是正処置・予防処置		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント (関連文書等を記入)
1	是正処置の手順があり再発防止を確実にするための処置が検討され適切に実施されているか	2		-	
2	是正処置の有効性の評価をおこなっているか	3		-	
3	予防処置の手順があり不適合の発生を防止するための処置が検討され適切に実施されているか	3		-	
4	予防処置の有効性の評価をおこなっているか	3		-	
		0	0	0	
L.内部監査		重要度 (A)	採点 (B)	(A)X(B)	コメント (関連文書等を記入)
1	環境に関する内部監査の仕組みがあり、監査計画が定められ、定期的を実施しているか	3		-	
2	不適合に対する是正処置及び効果の確認をしているか	2		-	
3	内部監査は資格を保有している要員が実施しているか	2		-	
4	環境管理責任者は監査報告書を、経営者に報告しているか	2		-	
		0	0	0	

個人情報の取扱いについて
 このたびご記入いただくお取引先様の個人情報は、グリーン調達調査関連事項の内容を確認等させていただく目的にのみ使用させていただきます。また、必要に応じて、当社のグループ会社や委託業者などが使用することがございます。

添付エクセルファイル「環境品質調査票」の記入方法

- ・「1.確認項目」は、水色のセルにカーソルを合わせるとプルダウンメニューから「はい」または「いいえ」の何れかを選択することができます。
- ・「2.環境品質自己診断項目」は、A~Lの採点 (B) 欄の水色のセルにカーソルを合わせるとプルダウンメニューから「3」、「2」、「1」、「0」、「-」の何れかを選択することができます。

VI. 制定・改定履歴

2010年	4月	1日	制定		
2011年	6月	1日	改定	Ver. 2 発行	全般的に表現、用語の見直しを実施。
2012年	7月	16日	改定	Ver. 3 発行	代表者名の更新。その他全般的に表現、用語の見直しを実施。
2014年	5月	1日	改定	Ver. 4 発行	禁止物質の追加。その他全般的に表現、用語の見直しを実施。
2016年	4月	1日	改定	Ver. 5 発行	禁止物質の追加。その他全般的に表現、用語の見直しを実施。

発行元

ダイニツク株式会社
環境推進室

住所 滋賀県犬上郡多賀町多賀 270

TEL 0749-48-1838

FAX 0749-48-1208